

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 2月 5日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	照明用分電盤LP-3C-31の回路No.12において、絶縁抵抗値が低下(判定値5MΩに対し、測定値1.5MΩ)していることが認められたため、当該回路のしゃ断器を「切」にし、原因調査・対策検討。	GIII	
2	4号機	計装用圧縮空気系除湿塔(C)排気弁の駆動空気供給用電磁弁において、駆動空気の漏えいが認められたため、当該電磁弁を点検・修理。	GIII	
3	1・2号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋4階北側通路において、当該通路上部2箇所より1秒に1滴の水の滴下(高所のため水漏れ箇所は特定できず)が認められたため、原因調査・対策検討。 なお、漏えい量は約1.8リットル。測定結果汚染無しのため清掃実施。	GIII	